

展望

十二世紀の「金納化」問題

— ポスタンとレナードの論争を中心として —

近藤 晃

かつてケムブリッジ大学のマイカル・M・ポスタン M. M. Postan がイギリス・マナーにみられる「金納化」の過程を検討し、サラルド・ロジャース T. Rogers 以来の研究史が提唱する「賦役」の伝統的な年代考証にたいして鋭く批判的な立場に立つことにより、一九三八年その全面的な改訂を要求する一文を世に問うたことは既に周知されるところである。その野心的な労作は、The Chronology of the Labour Services と題されて Transactions of the Royal Historical Society, Fourth Series, Volume XX に収録されて公刊をみているが、以来彼れの論稿は、かのエフゲニー・A・コスミンスキー E. A. Kosminsky が十三世紀のマナーについて試みた一連の研究¹⁾

とともに、独りイギリスのみならず広くヨーロッパにおける封建社会崩壊期の諸問題の解明のために新たな分析視角を提供することとなったのである。

ポスタンがその批判の対象として措定した旧来の研究史の示す基本的な趨勢は、イギリスにおける封建地代の形態転換の過程すなわち農奴賦役 (predial services) の貨幣地代への《commutation》が専ら『農村社会における自然経済にたいする貨幣経済の発展』をその基礎過程として進行する性質のものであるとの分析視角を抜き難く堅持するものであった。このような問題処理の好例として、われわれはウォーカー・ペイヂ T. W. Page の論稿 The End of Villainage in England — 彼れの研究は一九〇〇年 Publications of the American Economic Association, Third Series, Vol. 1, No. 2 とし上梓されている——を当然想起しなくてはならない。ペイヂの立論の基礎は、あくまでも、「貨幣経済の発展」が中世的農奴解放＝賦役制の終熄を導く基本的なエネルギーであるとみる見解に求められており、従って農村人口の減少すらも「貨幣経済」の相対的伸長を招来する一つの重要なファクターとして取り扱われた。こうした見地からすれば、一三四八年から九年にかけて多数の農民の生命を奪ったとみられているかの黒死病の大流行という事実が当然著しく重視されるに到り、賦役の「金納化」はほぼ黒死病を劃期として推進されるとする主張を形づくることになったのである。こうしたペイヂに代表される見解

は、以来ハワード・L・グレイ H. L. Gray、エリザベフ・レヴィット E. Levitt、A・バラード A. Ballardらの実証的批判に直面したとはいえ、コスミンスキーやポスタンの全面的批判に接するまでは概ね支配的学説としての地位を保持してきたといえよう。

ポスタンは、右の通説的立場が到達した賦役の変遷に関する概括的な年代考証を次ぎのように展望している。

『中世における賦役の年代考証はほぼ一〇〇年間にわたって農業史家の関心を喚起してきたが、この点からみれば、いまなお多くの年代の設定が仮設の域に留まっているのはむしろ驚くべきことである。……しかし、総じて「金納化」がこの国の荘園化の進んだ地方で行われたという点で彼等〔経済史家〕の見解は一致しているし、また十四世紀の最初の四半世紀では「金納化」は稀にしかみられないこと、十五世紀の最後の四半世紀には賦役は例外的なものであったこと、従って賦役にたいする貨幣の終局的な代位は十四世紀の最初の四半世紀と十五世紀の始めの四半世紀との間に行われたこと等の事実も一般に承認されていたであろう。』

従来の「金納化」過程をめぐる実証的研究は、ペイヂの著作を批判的に検討すべく、主として黒死病の意義を如何に評価すべきかという問題を焦点として遂行され、その結果、賦役の終局的な貨幣地代への解消は、なお夥しい時間的・空間的偏差をほらむとはいいながら、黒死病と大農民一揆 (The Great Revolt)

とを含む右の時期に行われたとする見解にほぼ帰着することになったのである。しかしながら、ポスタンが自らの研究過程から導きえたところによれば、「金納化」の現実のプロセスは決して通説の主張するような直線的な単純さを示さず、その事態はさらに複雑な過程を辿っているはずであった。「金納化」の終局的達成が十四世紀の中葉から十五世紀初頭にかけて推し進められたことを敢えて否定しないポスタンではあったが、少くともそれに先行する時期にあつてイギリス・マナーにおける賦役は次ぎのような変遷を体験しているという事実にたいして彼は強く史家の注意を喚起するのである。ポスタンはいう――

『賦役からその部分的あるいは全面的金納化へ、そしてまた再び賦役への部分的ないしは全面的復帰へ、というのが典型的な〔変遷の〕序列である。』⁴⁾

かくて、これまでの研究史が想定してきた【賦役↓金納化】という十四世紀について設定された単純な定式は、もし仮りにポスタンの実証が正しいとするならば、それは【賦役↓金納化↓賦役の再出↓金納化】という複雑な定式に置き換えられねばならなくなるであろう。ポスタンはその改訂を要求する論拠として次ぎの二つの事実を指摘している。

〔1〕十二世紀に示されるイギリス・マナーの諸般の様相は極めて明瞭な「金納化」への傾向性を示していること。

〔2〕十三世紀の、とりわけ漸く繁栄をみせる貿易市場に近接した南東部の穀作地帯のマナーでは、賦役の確保ないし

増徴という事実が明かに認められること。

事実認識に関する限り、第二の論点はコスミンスキーによって果された一連の実証と正しく符合するものといえるであろうが、殊に「貨幣経済の発達」を「義的に」「金納化」¹⁾「中世的農奴解放」の基本的要因と見做す旧来の所説を排撃し、また十六世紀のオスト・エルベにおける「グーツヘルンシャフト」の展開をも念頭におきながら、ポスタンがかの『貨幣経済のパラドックス』を鋭く指摘したことは既に周知の事実である。しかし、その史観と経済理論とにおいて彼れの立場がコスミンスキーのそれと激しく対立し、両者の間に再三にわたる論争が行われたことも併せて記憶されねばならない。しかしながら、第一の論点に関しては、なお多くの問題が検討されないうままにおかれてきたのではなからうか。思うに、十三世紀の「封建的反映」を力説するコスミンスキー²⁾ポスタンの立場からすれば、十二世紀の「金納化」問題の論証は明かに一つの必要な前提たるべき位置におかれるであらうし、また、この論点が理論的にも実証的にもなお一層掘り下げられ体系化されることは、イギリス・マナーの発展過程の解明にとって新たな分析基準を提供することにもなるであらう。従つて、このような意味からも十二世紀のマナー体制に関する史的考察は、十三世紀のそれと同様に多大の関心と期待が寄せられるに相応しい研究分野であるはずである。ところが、近年われわれはこの十二世紀の「金納化」問題について若干の新しい史料が提出され、これをめぐって

て些かながらも一つの論争が繰りひろげられてゐる事実と接することが出来る。以下、こうした論争の経過を辿りながらこの初期「金納化」問題とその周辺に注目してみたいと思う。

(1) E. A. Kosminsky, *The Hundred Rolls of 1270*
— 80 as a Source for English Agrarian History.
translated from Russian by M. Postan. Ec. H. R. Vol. III, No. 1 (1931); ditto, *Services and Money Rents in the Thirteenth Century*. Ec. H. R. Vol. V, No. 2 (1935) 上記の二つの論稿は何れもヴェイノグラドフ以来のいわゆる「古典理論」の克服のために劃期的な役割を担った労作であり、前者は主として史料の根拠の見地から、後者は主に所領構造の類型と地代形態との対応の検出という視角から、それぞれ「古典理論」への批判が提出されてゐる。なお、両者は“The Evolution of Feudal Rent in England from the Xth to the XVth Centuries”³⁾と題されて一九五五年 *Past and Present*, No. 7. の誌上に公表された論文とともに、秦玄竜訳「コスミンスキー著『イギリス封建地代の展開』」(未來社)として翻訳されている。しかしながら、コスミンスキーの十三世紀をめぐる研究成果の大綱は、ロドニー・H. ヒルマン R. H. Hilton の編纂に係る E. A. Kosminsky, *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century*. translated from the Russian by Ruth Kisch. (1956)

のうまに纏羅わさじらぬ。

- (2) H. L. Gray, *The Commutation of Villein Services in England before the Black Death*. Eng. Hist. Rev. Vol. XXIX, No. CXVI (1914); A. E. Levett, *The Black Death on the Estates of the see of Winchester. With a chapter on the Manors of Winney, Brightwell and Daunton*, by A. Ballard. in: P. Vinogradoff (ed.), *Oxford Studies in Social and Legal History*, Vol. V (1916)
- (3) M. M. Postan, *The Chronology of Labour Services*, in: *Studies in Economic History of England*, Vol. I & II, 2nd ed. revised and enlarged. [早稲田大学経済史学会編「英吉利経済史研究資料」(増補改訂版)] p. 85
- なお本論文に関する引用頁数は以下便宜上早大経済史学会の編集したこの翻刻版のもののみを掲げる。

- (4) Postan, *op. cit.* (p. 205)
- (5) 例えばロスマンスキの業績にたいするポスタンの批判的論稿として *The Manor in the Hundred Rolls*, Ec. H. R. 2nd Series, Vol. III, No. 1 (1950) があり、またロスマンスキによるホスタンの史観と経済研究の方法にたいする批判は前掲の *Past and Present* 誌上に掲載をみた最近の論文に示されている(邦訳「イギリスにおける封建地代の展開——十一世紀より十五世紀にわたる——」第三章参照)。

二

やちてホスタンが十二世紀のイギリス・マナーを検討しそこに蔽い難いまでに明瞭な「金納化」への傾向性があることを強調したが、その際、彼れが分析の手懸りとした諸史料は幾つかの大規模な教会領から主として導かれたものであった。そのなかには、ポーターバラー修道院 *Abbey of Peterborough* の史料《*Liber Niger Petroburgensis*》があつた。ターラム Durham の司教領 (Bishopric) に関する名高き《*Boldon Book*》、あるらばヴァノグラドフ以来マナー研究のため古典的史料ともいふべき位置が与えられてきた著名な《*Domesday of St. Paul's*》などが含まれていた。また、ラムジー修道院 *Ramsay Abbey*、ウスター Worcester の司教領、シャフツベリ尼僧院 *The Nuns of Shaftesbury* などの諸史料も事態を物語るに相応しい史料として利用され分析されている。しかしながら、このわけ貨幣支払農民の顕著な増大を示す史料が豊富に見られる所領としてポスタンが史家の注意を喚起した所領は、Trinity at Caen の尼僧院領とよめた、グラストンヘリ修道院管下の所領地——特にバークシャー Berkshire、ウイルトシャー Wiltshire およびドーセットシャー Dorsetshire 等のマナー群——であつた。これらのマナーは《*home manor*》から遠く隔つた距離に位置したが、ポスタンが明かにしたところによれば、僧院長 Henry de Blois (一一二六—七一年) とその後継者の管理が

る時期に、これらのマナーで進行した所領経済の再編成過程は極めて激しいのがみられ、ごく僅かな例外を除けば、農民の土地保有は賦役から貨幣地代によるものに転化されており、大半の直営地は「定期借地」として農民保有地の系列のなかに解消²⁾してゐる。

(1) Postan, op. cit. (pp. 189—201)

(2) Ibid., (p. 192)

このグラストンベリ修道院 The Abbey of Glastonbury の管理するマナー群については、他の所領とは異なつて比較的豊富な史料が残されているが、そうした事情がこの所領の展開過程をある程度まで一貫した流れとして再現することを容易にしてゐる。すなわち、一八八二年に Roxburgh Club から An Inquisition of the Manors of Glastonbury Abbey of the year 1189 と題して出版された史料《Liber Henrici de Solihaco》は十二世紀後半の事情を伝へうる性質の史料であり、また、ダム・A・ウァトキン Dom Aired Wakin の編纂にかゝる史料集 The Great Chantry of Glastonbury (Somerset Record Society) は十三世紀のマナーに関する諸般の情報をも提供するところであった。しかしながら、これらのマナー群の立地が「ドゥームスデイ・サーヴェイ」(Domesday Survey) によつて詳細に捉えられた諸州——サマセット・ウィルトシャー・ドーセット・バークシャー——であつたという事実が、以

上の諸史料のもつ研究的価値を著しく高めえたことも逸することのできない点である。

グラストンベリのマナーがこのように史料的に比較的恵まれた状態にあつたという事実は近年新たな史料が発掘されるに及んで一段と倍化されることになつたのである。かつて Great Chantry of Glastonbury の編者であつたウァトキンの手により「ケムブリッジのトリニティ・カレッジ所蔵の古文書——Hearne MSS——のなかから新たに発見された一連の史料がそれである。その内容は十四世紀に編集されたこの修道院領に関する諸史料の一部を構成する、簡潔かつ断片的な「検地帳」(survey)であつて、十二世紀の当該所領にみられる諸事情をそれぞれの時点から描くものである。その一は当修道院の《precentor》であつたホルバート Hilbert により十二世紀の末期に記録された「調査報告書」(Inquest)である (Hilbert's Inquest)。この「調査報告書」は二つの時点に立つて所領経済の様相を把握すべく作成をみたものであつて、第一の時点は、当時ウィンチェスターの司教でありかつグラストンベリの僧院長でもあつた Henry of Blois が世を去つた一七六年である。第二の時点に関しては明瞭な記載に欠けるのであるが、諸般の事情から推してほぼヘンリー一世の時代であつた一三五年前後と考へて差つかえないものようである。この史料についで一八九八年か九年のものともみられる短い《Survey》が存在し、次いで二〇〇一年の「調査報告書」が見いだされる。この「調査報

告書」は当時キャンタベリの大司教であった Hubert Walter の秘書 Reginald de Fontibus の記録したものである。⁴⁾

(c) この史料に関しては十四世紀の編者が『Theus Christi MCXXVIII』と頭書している。しかし、同時に『episcopopus de novo saisivit abbatiam Glaston.』という記載も行なっており、司教 Savarictons の復職が一一九〇年代の末であった事情と照合してみるならば「一一二八年」という記載は誤まつてゐるとみななければならぬ、とポスタンは主張している。ditto, Glastonbury Estates in the 12th Century. Ec. H. R. 2nd Ser. Vol. V, No. 3 (1953). p. 395.

(4) Postan, Ec. H. R. 2nd. Seriet. Vol. V, No. 3, pp. 358—359.

この一連の史料の存在をワットキンによつて示されたポスタンは一九五三年 Economic History Review の誌上においてその所見を公表したのである。⁵⁾ その論稿は Glastonbury Estates in the Twelfth Century と題されているが、総じてポスタンは、旧稿において展開した見解をこの新しい史料によつて再確認できるといふ結論に到達している。彼れはいう——

『かくて、一〇八六年から一二〇一年にわたるこの修道院所領について記述する史料は、Henry de Soliaco による「検地帳」^{チェンヘイ}を加えれば、いまや五つ——もしトッメスデイ・サーヴェイを

も加算すれば六つ——存在することになった。それは一世紀を遙かに超える長い変化の過程に関するまことにユニークな記録である。その継続的な変化は極めて明瞭に示されているが、その指向する方向は十二世紀における他の大半の所領にみられるところと全く同一のものである。しかし、この一連の史料が史家に与えうる第一の、そして最も鮮明な印象は直営地が徐々に縮小しつつあるということである。……全く耕作から除外された土地に関しては何も物語っていないとはいひながら、それは何らかの直営地への蚕食、殊にかつて領主の直接の管理のもとにおかれていた土地が農民保有地に転化したという事実については実に夥しい記録を留めているのである。』⁵⁾

この種の事態、すなわち賦役労働の客体としての領主直営地が継続的に狭小化しつつあるという事実を立証する、直接の論拠として、ポスタンはおよそ次ぎのような事実を列挙する。

〔一〕 グラストンベリ (= home manor)

直営地のうゑにそれぞれ四分の一ヴァーギットの面積をもつ九ヶの農民保有地が創出されている。

〔二〕 ベロウ (Berrow)

右の期間に新しく直営地から転化した農民保有地は四つ、それぞれの大いさは同様に四分の一ヴァーギットである。

〔三〕 ストリート (Street)

同じ性格の一一の農民保有地の形成がみられるが、各保有地の規模はごく零細なものであった。

〔四〕 バドベリ (Badbury)

新たに直営地の犠牲において創出された農民保有地は五ヴァーギットとされている。

その他、同様の事例はウォルトン Walton、アッシュベリ Ashbury、「ブレント」 Brent、からも導くことができるが、その規模は一樣でない。しかし大半のものは四分の一ヴァーギットに満たぬ零細なものである。

(5)・(6) Postan, Ec. H. R. 2nd Sed. Vol. V, No. 2, p. 359.

こうした十二世紀にみられる所領構造とその管理方式の内部的变化は、それ自体賦役労働実現の体系たる「ヴィリカチオン体制」(Villikationsverfassung)⁷⁾の衰退を意味するものと解さねばならないであろうが、ここでポスタンは更に四つのメルクマールを設定し、事態を組織的に裏付けようと企てるのである。

〔指標一〕 犁隊 Plough-team の数

直営地の面積、あるいは直営地耕作の規模を間接に表現するものはそこに充用されている犁隊の数であり、史料に示される直営地の大小はしばしば犁隊の数によって表示されている。

下の表はグラストンベリ修道院の所領に帰属する二一のマンナーについて、「ドゥメスディ・ブック」と十二世紀の《survey》

十二世紀の「金納化」問題

〔 Plough-teams 〕⁸⁾

Manors	1086	c. 1135		1201
	Domesday Book (TRW)	Henry I	1176	
Ditcheat	3 ¹ / ₂	3	3	2 ¹ / ₂
Ham	3	3	3	2
Butleigh	5	4	3	2 ¹ / ₂
Walton	4	3	2	4
Pilton	10	6	3	2
Wrighton	6	2	3	2
East Pennard	5	2	2	2
Buckland	4	5	3	4
Baltonsborough	2	2	1 ¹ / ₂	1
Winscombe	2	2	1	1
Doulting	2	2	1	1
Shapwick	4	4	2	3
Batcombe	2	2	1 ¹ / ₂	1
'Sowey' (Middlezoy, etc.)	2	2	1	—
Mells	2	2	1	3
West Monkton	4	3	2	2
Marksbury	2	2	2	2
'Brent'	8	6	6	6
Nettleton	4	3	2	2
Badbury	3	2	2	2
Totals	77 ¹ / ₂	60	44	45

が提示する数字である。この表に関する単純な所見は、約一世紀間に領主が利用する犁隊数がほぼ五分の二近く減少しているということ予想させるであろう。しかし直営地の縮小と犁隊の減少は必ずしも正確に符合するものではない。農民の犁耕賦役が若し仮りに全面的に徴集されその間全く不変のままである

ならば、その正確な一致は保証されなくなるであろう。何故ならば、農奴の犁隊が直営地の三分の一を耕作しているマナーにおいて領主の犁隊が半減したとしても、それは直営地の三分の一の縮小を意味しているに過ぎないからである。しかしこの所領の大半のマナーでは、直営地の大部分は農民の犁耕役によって耕作されていたし、事実上の期間を通じて後述するように農民の賦役労働が多かれ少なかれ貨幣地代に転化していることを予想させる証拠も存在する。従って、何れにしても右の数字がほぼ直営地縮小の過程に照応するとみることが十分可能である。

〔指標Ⅰ〕 家畜頭数の減少

直営地の縮小は牧畜部門の検討からも結論づけることができ

る。下の表からすれば、領主の羊が著しくその数を減じていることは明かである。「ドゥメスディ・ブック」には羊の頭数は記録されていないので比較の対象にはなりえないのであるが、その後の史料から導かれた十九の牧羊マナーに関する数字はこのような傾向を示している。但しこれらの数字についても当然のことながらその史料の信憑性に一定の限界のあることを記憶しなければならぬ。ここで特に留意すべき点は、グラストンベリの所領のように巨大な規模を有するマナー群の場合、羊は往々にして「inter-manorial」な存在をとっていたことである。すなわち領主による所領経済の組織的な運営方針¹⁰⁾により

〔 Sheep 〕⁹⁾

Manors	Henry I	1176	1201
Street	200	Nil	Nil
Walton	100	Nil	Nil
Shapwick	400	Nil or 200	Nil
Ham	50	Nil	Nil
West Monkton	100	100	113
'Brent'	400	400	Nil
Winscombe	Nil	104	Nil
Wrighton	150	100	Nil
Batchcombe	130	Nil	100
Ditcheat	350	Nil	64
Lympesham	100	30	Nil
Buckland	500	400	264
Sturminster Newton	260	Nil	Nil
Marksbury	200	200	700
Mells	200	42	150
'Cravenmere'	20	Nil	Nil
Doulting	258	74	Nil
Pilton	150	30	61
Totals	3568	1480or1680	1452

羊は領主の必要からマナーからマナーへと移動する傾向をもっていたのである。右の数字が個々のマナー毎に著しく異なった事態を示す原因は恐らくここに存するものと思われる¹¹⁾。

〔指標Ⅲ〕 貨幣地代の発展

犁隊の減少に現われた直営地における「耕作地」(arable land)の縮小、家畜とくに羊の減少に反映する「放牧地」(pas-

十二世紀の「金納化」問題
 (tune)の縮小——これらはいずれもそれ自体賦役に基づくマナ

[Rents]¹²⁾

Manors	Time of Henry I			1176			Savaricus Survey (1190's)		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
Pilton	—	—	—	13	9	0	13	9	0
Pennard	—	—	—	4	6	0	4	8	0
Ditcheat	3	14	0	5	10	0	5	10	9
Ham	—	—	—	3	13	4	4	4	1
Butleigh	—	—	—	4	0	0	3	14	3
Shapwick	—	—	—	3	10	0	4	4	3
Baltonsborough	—	—	—	2	13	0	3	4	4
Street	1	0	3	1	14	4	1	16	0
Totals				£38	15	8	£40	10	8
Ashbury	14	0	0	14	5	0			

—体制が衰退への傾向性を著しく露呈しているという事実を物語るものである。しかしながらこの問題は更に農民の封建的諸負担が十二世紀当時既に賦役から貨幣地代へと移行していく兆候を極めて濃厚にしていたことに対応している。

ここに掲げられた数字はみられるとおり決して網羅的なものではない。統計的にこの問題を追究するという目的に耐えることのできた史料は、一一九〇年代の Savaricus Survey と一一七六年の Hilbert's Return だけがヘリン—一世時代の史料と比較できるという形で与えられているにすぎない。しかしその乏しい史料が僅かに示唆するところに拠ってすら、この所領における貨幣地代が当時上昇線を画いているという事情を明かに読みとることができる。

一般に地代の上昇には、当時の社会的・歴史的諸条件のもとでは、明かに次ぎの二つの契機が想定でき得るであろう。その一は賦役の金納化の結果与えられたものであり、次いで直営地の解体によって創出された農民保有地にたいし新たに課せられる貨幣地代の発生である。この所領に関しては、一一八九年の Henry Soliaco の《survey》が賦役の「金納化」に関する事例を豊富に提供しているし、後者の問題についても当然のことながらその事例は少くないのである。従つて右の表に示される貨幣地代の発展がこれら二つの契機の協働のうえに与えられたものと理解することは決して困難ではない。

この点はなお次ぎの指標によって補足される。

[Values of Manors]¹³⁾

Manor	Domesday Book (TRW)			The 'time of Henry I'			1176		
	£	s.	d.	£	s.	d.	£	s.	d.
Pilton	24	0	0	25	0	0	21	14	0
Pennard	12	0	0	6	16	0	9	5	0
Ditcheat	12	0	0	23	14	0	13	15	0
Batcombe	7	0	0	8	0	0	8	0	0
'Sowy'	24	0	0	15	0	0	15	10	0
Butleigh	10	0	0	8	0	0	7	18	0
Walton	15	0	0	12	0	0	9	0	0
Douling	14	0	0	10	0	0	8	0	0
Wrighton	30	0	0	20	0	0	25	0	0
Marksbury	10	0	0	10	0	0	10	0	0
'Cravenmere'	4	0	0	7	0	0	5	0	0
Mells	10	0	0	10	0	0	10	0	0
Ashbury	20	0	0	27	0	0	34	0	0
Shapwick	12	0	0	9	0	0	8	12	0
Totals	£204	10	0	£191	10	0	£185	14	0

十二世紀の「金納化」問題

一六二

〔指標W〕 マナーの評価額

所領財政の総収入の動きは、以上のような所領構造の発展を体験しつつあったにもかかわらず、総じてさほど大きな変化を示していないといえよう。地代収入は増加しているがその反面直営地経営の縮小は顕著なものがあつた。従つて領主の直接の経営に委ねられていた土地と家畜が十二世紀当時抜き難く衰退への傾向を示しながらも、領主の手もとに与えられる総収入が比較的安定しそれがマナーの評価額を大きく変更させることを阻止した最も大きな理由は、増大する地代収入がある程度までその欠を補足しえたところに求められるであろう。

(7) ヴェリカチオン体制に関する一般的敘述はさし当り

G. von Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters*, herausgegeben von F. Lütke (1937) SS. 43—59. 堀米庸三訳「スロウ著ドイッ中世農業史」五二—七五頁参照。

(8) Postan, *Ibid.*, p. 361.

(9) Postan, *Ibid.*, p. 363.

(10) 巨大所領にみられる所領の組織的運営に関しては、本誌第九卷第二号所収の拙稿『いわゆる「最盛期」にみるイギリス・マナーの流通機構——運搬賦役を中心として——』を参照されたい。

(11) ポスタンの論稿では羊とともに牛に関しても考慮が払われているが、さし当り本稿では省略しておく。Postan.

Ibid., pp. 362—363, 364.

(21) Postan, Ibid., p. 366.

(22) Postan, Ibid., p. 367.

近年新たに発掘されたグラストンベリー修道院の史料にたいしてポスタンが与えた展望の概要は、もし筆者の理解に誤りなしとすれば、以上のようなものである。総じて、この論稿においてポスタンはかつて旧稿で展開した所説を再び確認する立場に立つことになったのである。

〔未完〕